

市川市第 63 号

一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所 千葉県鎌ヶ谷市鎌ヶ谷三丁目 5 番 38 号
氏 名 株式会社 丸幸
代表取締役 渡邊 均

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項の許可を受けた者であることを証する。

市川市長 田 中 甲 印



許可の年月日	2025年 4月 1日
許可の有効期限	2027年 3月31日
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく食品循環資源に限る。）[積替え・保管を除く]
積替え保管場所	
収集運搬区域	市川市内全域
条 件	1. 収集及び運搬にあたっては、一般廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散等がないよう措置を講ずること。 2. 搬入先は、千葉市内のJ&T環境株式会社とすること。
備 考	1. 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例」その他関係法令等を厳守すること。 2. 許可の申請に係る事項につき変更があるときは、市と事前に協議を行い、その指示に従うこと。 3. 事故等があった場合は、速やかにその状況を報告し、市の指示を受けること。 4. 当月分の一般廃棄物処理業務実績報告書は翌月10日までに市に提出すること。 5. その他、市係員の指示に従うこと。 [当初許可年月 平成19年4月]

この決定（この通知書に記載された処分）に不服があるときは、この決定（処分）があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市川市長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定（処分）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市川市を被告として（市川市長が被告の代表者となります。）、この決定（処分）の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、上記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、決定（処分）の取消しの訴えを提起することができます。